

# 令和4年度 通常総会議案集

開催日時: 令和4年5月26日(木曜日) 18:30~

開催場所: 石狩市花川北コミュニティセンター

2階会議室ABC

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

令和4年度 特定非営利活動法人石狩国際交流協会

## 通常総会 次第

### 1. 議 事

議案第1号	令和3年度一般事業会計	事業報告
議案第2号	令和3年度一般事業会計	収支決算報告
議案第2号-1	令和3年度一般事業会計	貸借対照表
議案第2号-2	令和3年度一般事業会計	財産目録
報告第1号	令和3年度一般事業会計	監査報告
議案第3号	令和4年度一般事業会計	事業計画(案)
議案第4号	令和4年度一般事業会計	収支予算(案)
議案第5号	任期満了に伴う役員を選任について	

その他

### 2. 閉 会

## 令和3年度一般事業会計 事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

### <運営事項>

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1.令和3年度通常総会 (書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総会員数 206 (161個人&amp;45法人)</li> <li>■ 委任状出席者数 144</li> </ul>	R3. 5. 28	協会事務所	-
2.理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開催回数 5回</li> </ul>	R3. 4. 23 R3. 6. 25 R3. 10. 1 R3. 12. 17 R4. 3. 15	石狩市公民館 1階会議室 " " " 新協会事務所 2階	理事 14人 事務局長 1名 (兼) 事務職員 2名
3.各運営委員会 & CR 留学生ホームステイ部 会	ワールドフェスティバル運営委員会(3回)	R3. 6. 25 R3. 7. 29 R3. 10. 1	石狩市公民館 協会事務所	運営委員5名 事務局職員 3名
	ワールドフェスティバル進捗状況報告	R3. 9. 3	メール報告	
	CR 留学生ホームステイ部会(0回) 【新型コロナウイルスにより交換留学生事業中止のため部会開催はありませんでした。】	-	-	部会員8名 事務局職員 3名
4.監査	令和3年度収支決算監査について	R3. 5. 11	協会事務所	監事 2人
5.入・退会の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■退会:0法人、7個人、計7会員</li> <li>■入会:0法人、3個人</li> </ul>	-	-	-

### <実施事業>

#### I 国際交流の情報交換及び交流に関わる事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者
1.機関紙発行	<p>広報部会による当協会の機関紙「はーとふる」の編集と発行をいたしました。(1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■Vol. 35 (カラー 6ページ)</li> </ul>	R4. 1	協会事務所	事務局職員 3名
2.ホームページ運営管理	国際交流に関するPR等の情報提供を行い、HP、Facebookにより内容の充実と向上を図りました。	通年	協会事務所	事務局職員

3.通訳業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■石狩市からの通訳依頼</li> <li>・コストコ石狩倉庫店完成披露式典</li> <li>・彭州市とのオンライン表彰式他</li> <li>・キャンベルリバー市長との会談</li> <li>・新 ALT 着任に伴う表敬訪問</li> <li>■企業からの通訳依頼</li> <li>・オーストリア人運転免許切替手続</li> </ul>	通 年	石狩市内 札幌市内	事務局2人
4.翻訳業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■石狩市からの翻訳依頼</li> <li>・キャンベルリバー市長宛翻訳</li> <li>・彭州市長宛翻訳</li> </ul>	通 年	事務所	事務局2人

II 国際交流の機会提供に係る事業

事業名	事業内容	日程	場 所	主催・協力団体等
1.キャンベルリバー 高校生交換留学生事業	新型コロナウイルスにより双方の国による入国制限から令和2年8月から の高校生交換留学生事業については 継続中止となりました。	中 止	キャンベルリ バー市  石狩市	【協力団体等】 (共催) ・石狩市
2.彭州市との青少年交流 (受入)事業	令和2年5月に受入予定であった事業を令和3年度5月に延期受入することで準備していたが、令和3年度も新型コロナウイルスの感染が収まらないことから受入中止となりました。	中 止	石狩市	【協力団体等】 (共催) ・石狩市 (後援) ・石狩市教育委員会
3.彭州市との青少年交流 (派遣)事業	石狩市の子どもたちが姉妹都市彭州市を訪問し交流を深める計画でしたが、新型コロナウイルスの感染が収まらないことから派遣中止となりました。	中 止	中国・ 彭州市	【協力団体等】 (共催) ・石狩市 (後援) ・石狩市教育委員会
4. 彭州・国際青少年 オンライン書画展	令和3年6月～8月、彭州市主催の「2021 彭州・国際青少年オンライン書画展」に参加しました。 イタリア、韓国、ポーランド、オーストリア、リトアニア、ニュージーランド、そして日本石狩市、中国彭州市の8カ国の子どもたちが参加しました。石狩市からは、緑苑台小学校から書道49点と絵画7点、石狩市書道協会の子どもたちから書道5点が参加、うち15点が優秀作品に選ばれ、9月23日(木・祝日)にオンライン表彰式に参加しました。	R3.6～8  R3.9.23	中国・ 彭州市  石狩市役所 庁議室	【協力団体等】 (共催) ・石狩市  ・緑苑台小学校 ・石狩市書道協会

<p>5.成都国際姉妹都市青年音楽祭り(オンライン)</p>	<p>彭州市(サブ会場)で行われた「2021 成都国際姉妹都市青年音楽祭り」に世界各地からの姉妹都市が参加し、石狩市から「石狩流星海」がオンライン(DVD)で初参加しました。</p> <p>令和 3 年 10 月 8 日(金)に開催され、「石狩流星海のダイナミックな踊りが会場のスクリーンに映し出されると、その演舞の迫力と一糸乱れぬ踊りは現地の観客たちを魅了した」と彭州市の担当者から伝えられました。</p>	<p>R3.10.8</p>	<p>中国・ 彭州市</p>	<p>【協力団体等】 (共催) ・石狩市  ・石狩流星海</p>
<p>6.「第 19 回ワールドフェスティバル in いしかり」事業</p>	<p>第 19 回「ワールドフェスティバル in いしかり」は、多くの方々を集めるこれまでの大掛かりな事業の実施は新型コロナウイルス感染の危険性が伴うことから規模を縮小し、会場をマウニの丘とし、『トークショー&amp;ミニコンサート』として人数を制限した中で行いました。</p> <p>1 部【キャンベルリバー出身・札大助教授】 『マイケル・ミルキー氏による講演会』 2 部【アメリカ人歌手】 デレイナ・ミヤザキさんによるコンサート</p>	<p>R3.10.24</p>	<p>マウニの丘</p>	<p>【協力団体等】 (共催) ・石狩市  (協力) ・石狩青年会議所 ・国際ロヂスト石狩 ・アミーケ・インターナショナル(株)</p>
<p>7.キャンベルリバー市長とオンライン会談</p>	<p>新型コロナウイルスの影響から高校生交換留学生事業、少年少女親善訪問団派遣・受入事業が実施出来ない状況となっており、従来方式の交流事業の早期開催は困難な事から、オンラインで会談した。会談は 11 月 9 日(火)午前 11 時(キャンベルリバー 8 日(月)午後 6 時)から行いました。</p> <p>会談内容は以下のとおり</p> <p><u>石狩市からの提案</u></p> <p>①カナダとの自由渡航が可能となった段階で、交換留学生や親善訪問団事業を再開 ②親善訪問団の派遣人数の縮小 ③大人同士の交流の可能性 ④青少年のオンライン交流の検討</p> <p><u>キャンベルリバー市からの提案</u></p> <p>①ホームステイ先確保は難しいことから家庭を訪問し食事などを楽しむ「ホームビジット」の方法 ②以前とは全く別の交流方法の検討</p> <p>■2023 年の姉妹都市提携 40 周年記念事業に向けて双方協力して進める。</p>	<p>R3.11. 9</p>	<p>石狩市役所 庁議室</p>	<p>・石狩市 ・キャンベルリバー市 ・石狩国際交流協会</p>

8. 少年少女親善訪問団(派遣)事業	新型コロナウイルスによりカナダ入国制限から令和4年 3 月の少年少女親善訪問団派遣事業については中止といたしました。	中 止	石狩市⇒ キャンベルリバー市	【協力団体等】 (共催) ・石狩市 (後援) ・石狩市教育委員会
--------------------	--	-----	-------------------	--

Ⅲ 在住外国人の相談・支援にかかわる事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1. 相談案内事業	市内の外国人の方からの相談はありませんでした。	通 年	事務所	事務局2人
2. 日本語学習支援事業	日本語学習支援ボランティア(人材登録)が不在となり、現在休止しています。	-	-	-
3. 在住外国人に対する日本体験事業	<p>市内在住外国人向け各種交流プログラムを計画し、チラシ作成など準備を進めてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大から事業実施に至らず中止となりました。</p> <p>■中止となった事業</p> <p>(1) 石狩市のアウトドア体験事業</p> <p>① 石狩本町散策事業</p> <p>② 浜益サクラランボ祭り事業</p> <p>③ 厚田ウインターレク事業</p> <p>(2) 日本文化体験事業</p> <p>① そば打ち体験事業</p> <p>② 和楽器体験事業</p> <p>(3) ハンドクラフト体験事業</p> <p>① がま口作り体験事業</p>	通 年	石狩市内	<p>【協力団体等】</p> <p>(共催)</p> <p>・石狩市</p> <p>・アミーケ・インターナショナル(株)</p>
4. 北海道在住外国人緊急支援プロジェクト事業	<p>1月30日(日)、花川北コミュニティセンター2階にて北海道在住外国人緊急支援プロジェクト(食料支援)を行いました。</p> <p>本プロジェクトは、北海道国際交流・協力総合センター(以下、HIECC)が主催し、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い生活が厳しくなっている道内在住の外国人の皆さんに食べ物や生活用品を無料で配布するものです。HIECCから提供いただいた食料・日用品は、事前に応募があった石狩市内等に居住する在住外国人に配布しました。支援を受けた方々からは「とても助かります。ありがとうございます。」と喜んでいただきました。</p> <p>250名分を提供いただきました。</p>	R4.1.29～ 1.30	花川北コミュニティセンター	<p>【協力団体等】</p> <p>(共催)</p> <p>・石狩市</p> <p>(協力)</p> <p>・国際ソフチスト石狩</p>

IV 国際貢献に係る事業

事業名	事業内容	日程	場所	協力団体
1. フェアトレード普及活動	協力関係団体と連携を図りながらフェアトレード商品を取扱うとともに、生産国の現況や事業目的等をパネル展示、パンフレット配布等により、フェアトレードへの理解と周知を図り、活動の促進を図りました。 また、市民図書館喫茶コーナーでチョコレートを販売いたしました。	R3.12 ~ R4.3	市民図書館 喫茶コーナー	【協力団体等】 ・市民図書館喫茶コーナー

V 国際感覚豊かな市民育成に係る事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者
1. ロシア語会話集等提供事業	「ロシア語会話集」及び「CD」(平成14年度発行)を個人及び法人会員等に機関紙「はーとふる」でPRしました。	通 年	事務局内	-
2. 公民館まつり 【新型コロナウイルスにより開催中止】	3 月末にて閉館となる公民館まつりが新型コロナウイルスにより昨年度同様に中止となりました。	【開催中止】	石狩市 公民館内	理事役員 事務局職員
3. 冬休み小学生講座 「ウズベキスタンって どんな国？」	JICA 海外協力隊 OB の方を講師に招き、ウズベキスタンの言葉や食文化、風習などをクイズ形式で紹介する予定でしたが、新型コロナウイルスにより中止となりました。	【開催中止】	石狩市民 図書館	(共催) 石狩市 (協力) JICA 北海道 (札幌)
4. その他(講師派遣等)	・放課後デイサービス ヒーローズから、国際理解教育のための要請があり、講師として金事務局員を派遣し中国文化、歴史風習などを子どもたちに教えました。 対象年齢小学校1年生から中学3年生 毎月2回月曜【17回開催】  ・緑苑台小学校から、国際理解教育のための要請があり、講師として金事務局員を派遣し中国に関する勉強と餃子料理の指導を行った。 【2回開催】  ・学校法人三幸学園(札幌プライダルアントホテル観光専門学校)からの要請があり、講師として金事務局員を派遣し中国語や中国に関する授業を毎週木曜日に行った。【4月～翌3月】延31回	R3. 4~ R3. 12  R3. 12. 7 R3. 12. 10  R3. 4~ R4. 3	児童デイサービスヒーローズ  緑苑台小  札幌プライダルアントホテル専門学校	金 郷事務局職員

VIその他の取組み

事業名	事業内容	日程	場所	備考
1.自動販売機設置	石狩市民プール施設内にジュース等の自動販売機を設置し、手数料を雑入としました。	通 年	石狩市民 プール	自動販売機
2.物品販売	「ロシア語」会話集及び「CD」(平成 14 年度発行)を個人及び法人会員等に機関紙「はーとふる」でPRしました。	通 年	事務所	
3.その他	コピー機、オフセット印刷機を貸出し、使用料を雑入としました。	通 年	事務所	



## 令和3年度（一般事業会計）収支決算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

## 収入の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額	補正額(10月)	補正後予算額	令和3年度決算額	増 減	摘 要
<会費収入>	1,075,000		1,075,000	1,133,000	58,000	個人会員@2,000、法人会員@20,000
1. 個人会費	260,000		260,000	258,000	△ 2,000	個人会員129名
2. 法人会費	815,000		815,000	875,000	60,000	法人会員45団体(内1件10,000円/1件5,000円)
<石狩市補助金等収入>	15,049,417	△ 2,310,000	12,739,417	10,872,952	△ 1,866,465	石狩市拠出金
1. CR高校生交換留学生事業	803,650		803,650	368,398	△ 435,252	
2. 少年少女親善訪問(派遣)事業 (ヤクヰヰバ'サ'ガ'ー)	1,687,000	△ 1,602,000	85,000	85,000	0	
3. 少年少女親善訪問(受入)事業 (ヤクヰヰバ'サ'ガ'ー)	-	-	-	-	0	
4. 彭州市との青少年交流(受入)事業	628,420		628,420	413,671	△ 214,749	
5. 彭州市との青少年交流(派遣)事業	1,208,000	△ 1,208,000	0	0	0	
6. 在住外国人生活支援事業	887,000		887,000	26,801	△ 860,199	日本語学習支援・ホー'ム'ス'テ'イ'支援事業 在住外国人に対する日本体験事業
7. 人件費	9,835,347		9,835,347	9,496,489	△ 338,858	給料、各種手当、福利費等
8. 事務所移転費	0	500,000	500,000	482,593	△ 17,407	
<道補助金等収入>	1,100,000	△ 1,100,000	0	0	0	
1. 地域づくり総合交付金(彭州派遣事業)	1,100,000	△ 1,100,000	0	0	0	
<事業収入>	1,318,500	△ 390,000	928,500	507,948	△ 532,992	
1. 国際交流及び情報交換事業	30,000		30,000	71,220	△ 71,220	
1. 通訳・翻訳事業	30,000		30,000	71,220	△ 41,220	通訳、翻訳料
2. 国際交流の機会提供事業	816,000	△ 390,000	426,000	14,500	△ 411,500	
1. CR高校生交換留学生事業	16,000		16,000	0	△ 16,000	参加料
2. 少年少女親善訪問(派遣)事業 (ヤクヰヰバ'サ'ガ'ー)	0		0	0	0	
3. 少年少女親善訪問(受入)事業 (ヤクヰヰバ'サ'ガ'ー)	-		-	-	0	
4. 彭州市との青少年交流(受入)事業	60,000		60,000	0	△ 60,000	参加料
5. 彭州市との青少年交流(派遣)事業	390,000	△ 390,000	0	0	0	個人参加料30,000円×13人
6. CR高校生事業	350,000		350,000	14,500	△ 335,500	参加料
3. 在住外国人の相談・支援事業	62,500		62,500	0	△ 62,500	
1. 在住外国人に対する日本体験事業	62,500		62,500	0	△ 62,500	参加料500円×25名×5事業
4. 国際貢献に係る事業	120,000		120,000	92,928	△ 27,072	
1. フェアトレード普及活動	120,000		120,000	92,928	△ 27,072	フェアトレード商品(チョコレート)販売
5. 国際感覚豊かな市民育成事業	290,000		290,000	329,300	39,300	
1. 国際交流プログラ'ム'事業等	290,000		290,000	329,300	39,300	交流事業・講師派遣
その他<雑収入>	150,010		150,010	236,374	86,364	
1. 受取利息	10		10	74	64	銀行口座利息
2. 過年度会費収入	10,000		10,000	12,000	2,000	過年度分会費収入
3. その他雑収入	140,000		140,000	224,300	84,300	自販機設置・コピー代他
<寄付金収入>	-		-	-	0	寄付金等収入
当期収入合計	18,692,927	△ 3,800,000	14,892,927	12,750,274	△ 2,142,653	

令和3年度（一般事業会計）収支決算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

支出の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額	繰越修正額(10月)	補正後予算額	令和3年度決算額	増 減	摘 要
<事業費>	7,427,570	△4,300,000	3,127,570	1,154,489	1,973,081	
1. 国際交流及び情報交換事業	110,000		110,000	11,043	98,957	
1. 機関誌『はーとふる』発行事業	100,000		100,000	11,043	88,957	印刷製本費、郵送料等
2. 通訳・翻訳事業	10,000		10,000	0	10,000	一般通訳・翻訳外注費、消耗品等
2. 国際交流の機会提供事業	6,243,070	△4,300,000	1,943,070	985,677	957,393	
1. CR高校生交換留学生事業	819,650		819,650	368,398	451,252	経費実費分(学校諸経費、送迎費、消耗品費等)
2. 少年少女親善訪問(派遣)事業 (ヤブ・ツバ・サカ)	1,687,000	△1,602,000	85,000	85,000	0	経費実費分
3. 少年少女親善訪問(受入)事業 (ヤブ・ツバ・サカ)	-		-	-	0	
4. 彭州市との青少年交流(派遣)事業	2,698,000	△2,698,000	0	0	0	
5. 彭州市との青少年交流(受入)事業	688,420		688,420	413,671	274,749	経費実費分 彭州・国際青少年オンライン書画展他
6. グループ・スガハル事業	350,000		350,000	118,608	231,392	イベント費、宣伝広告費、消耗品費、謝礼等
3. 在住外国人の相談・支援事業	949,500		949,500	26,801	922,699	
1. 相談・案内事業	125,000		125,000	0	125,000	日本語学習支援
2. ホームステイ支援事業	232,000		232,000	0	232,000	ホームステイ支援事業助成
3. 在住外国人生活支援事業	592,500		592,500	26,801	565,699	在住外国人に対する日本文化体験事業募集チラシ
4. 国際貢献に係る事業	85,000		85,000	82,026	2,974	
1. フェアトレード普及活動	85,000		85,000	82,026	2,974	フェアトレードチョコレート購入
5. 国際感覚豊かな市民育成に係る事業	10,000		10,000	26,528	△16,528	
1. 国際交流プログラムの事業	10,000		10,000	26,528	△16,528	交流事業(ALCA出席講座ボスターチラシ等)
6. その他の事業	30,000		30,000	22,414	7,586	
自動販売機設置・物品販売事業等	30,000		30,000	22,414	7,586	電気代・設置手数料等
<管理費>	11,245,347	500,000	11,745,347	10,873,374	871,973	
1. 人件費	9,835,347		9,835,347	9,496,489	338,858	
1. 給与	6,720,000		6,720,000	6,720,000	0	職員給与
2. 手当	1,612,800		1,612,800	1,327,160	285,640	通勤、期末、時間外、特殊技能手当等
3. 法定福利費	1,361,040		1,361,040	1,308,257	52,783	社会保険、労働保険等
4. 福利費	141,507		141,507	141,072	435	中退共掛金、健康診断料等
2. 事務費	1,410,000	500,000	1,910,000	1,376,885	533,115	
1. 旅費交通費	120,000		120,000	38,913	81,087	一般旅費
2. 消耗品費	200,000		200,000	169,647	30,353	事務用品、北'-機カク'-料金
3. 印刷製本費	100,000		100,000	2,078	97,922	封筒印刷
4. 燃料費	10,000		10,000	0	10,000	ガソリン代
5. 修繕費	75,000		75,000	0	75,000	パソコン等修繕費
6. 通信費・支払手数料	290,000		290,000	290,576	△576	電話、モバイル'料金、切手、払込手数料等
7. 賃借料	180,000		180,000	41,024	138,976	北'-機、電話機等借上
8. 使用料	185,000		185,000	180,028	4,972	事務所家賃
9. 負担金	40,000		40,000	31,050	8,950	カク'協会、NPOカク'-会、社会保険組合、会議負担金等
10. 会議費	50,000		50,000	17,870	32,130	総会等
11. 研修費	20,000		20,000	0	20,000	職員研修費
12. 慶弔・交際費	50,000		50,000	42,106	7,894	慶弔・交際費
13. 雑費	10,000		10,000	1,000	9,000	オンライン'-(洗濯代)
14. 租税公課	80,000		80,000	80,000	0	法人道市民税均等割り
15. 事務所移転費	0	500,000	500,000	482,593	17,407	引越代・電話、fax移転費、ゴミ処理代他
<予備費>	20,010		20,010	-	20,010	
当期支出合計	18,692,927	△3,800,000	14,892,927	12,027,863	2,865,064	
当期収支差額	-			722,411	722,411	
前期繰越残高	2,780,882			2,780,882	-	
次期繰越残高				3,503,293		

## 令和3年度 一般事業会計貸借対照表

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

特定非営利活動法人 石狩国際交流協会

(単位:円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>		<流動負債>	
現金	50,000	未払金	2,007,623
普通預金口座	5,510,427	預り金	151,863
郵便口座	49,378	前受金	4,000
基金口座		<固定負債>	-
未収金	56,974	固定負債	-
	-	負債の部合計	2,163,486
<固定資産>	-	正味財産の部	
固定資産	-	前期繰越正味財産	2,780,882
		当期正味財産増減額	722,411
		正味財産の部合計	3,503,293
資産の部 合計	5,666,779	負債・正味財産 合計	5,666,779

## 令和3年度一般事業会計 財産目録

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

特定非営利活動法人 石狩国際交流協会  
(単位：円)

資産・負債の内訳		金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	協会事務局 小口現金	50,000
普通預金	北海道信用金庫石狩支店	5,210,427
普通預金	北海道信用金庫石狩支店 (会費用)	0
普通預金	北海道労働金庫札幌麻生支店	300,000
郵便口座	会費振込用 口座 (ゆうちょ銀行)	49,378
基金口座	石狩国際交流協会基金 (北海道信用金庫石狩支店)	0
未収金	自動販売機：販売手数料・電気代等 (株北海道ペンディング) (北海道コカ・コーラボトリング(株)) 中国語指導料(学校法人三幸学園)	6,205 10,769 40,000
56,974		
資産合計 (A)		5,666,779
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	法定福利費 (社会保険料3月分)	97,556
2,007,623	福利費 (中小企業退職金共済掛金3月分)	10,000
	3月分電話機リース代金	14,472
	3月分コピー機リース代金	17,280
	3月分携帯電話料	1,850
	令和3年度 石狩市拠出金精算金	1,866,465
預り金	社会保険料	95,252
151,863	源泉徴収所得税	32,480
	雇用保険料	24,131
前受金	翌年度会費	4,000
4,000		
負債合計 (B)		2,163,486
差引正味財産 = (A) - (B)		3,503,293


## 監査報告書


令和3年度「一般事業会計」の事務執行について、定款第11条第5項の規定に基づき、5月9日石狩国際交流協会事務局において監査を実施しました。

事業の執行状況について説明を受け、預金通帳、経理台帳、収入、支出伝票、領収書等を照合するなど監査を行った結果、適正に処理されていることを確認いたしました。

以上、「一般事業会計」の監査報告といたします。

令和4年5月9日

監事 加納 洋明 

監事 北原 益二郎 

## 令和4年度一般事業会計 事業計画（案）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

### 1. 事業実施の方針

#### <活動目的>

会員の連携により、地域に根ざした国際交流を推進し、市民レベルの相互理解と友好親善を通して地域の活性化及び国際化に寄与することを目的とする。〈定款：第1条〉

### 2. 事業実施に関する事項

#### I 国際交流の情報交換及び交流に関わる事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1. 機関紙の発行	発行は原則、年に2回の発行。 会員及び公的施設への配布とし、姉妹都市情報や協会活動情報を広く周知します。	R4.9& R5.3頃	-	事務局
2. ホームページ等運営管理	会員をはじめ、国内外の多くの人々に情報を発信し、情報交換の場としても利用可能なHP、Facebook等の整備と充実を図ります。	通年	-	事務局
3. 国際交流写真展	これまでの姉妹都市交流や交換留学生、ヤングアンパサダーやその他協会事業を行った際の写真展示の他、パンフレットの配布等国際交流に対する理解や関心を高める活動を行います。	通年	-	-
4. 通訳業務	英語及び中国語での通訳業務を行いません。	通年	石狩市内 & 市内各所	
5. 翻訳業務	英語及び中国語での翻訳業務を行いません。	通年	事務所-	

## II 国際交流の機会提供に係る事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1. キャンベルパー高校生交換留学生事業	<p>姉妹都市キャンベルパー市と1983年&lt;昭和58年&gt;から実施している交換留学生事業に参加する高校生は、1年間ホームステイや高校生活を通じて、生きた外国語を学び、自国とは異なった価値観や生活・文化を身をもって体験・理解することにより、国際感覚を養い、姉妹都市の人々との友情や絆を深めることを目的としております。</p> <p>■2022～2023年高校生交換留学生事業は新型コロナウイルスの状況を見定めた中で派遣・受入を予定。</p>	R4. 8 ～R5. 7	石狩市 キャンベルパー市	<p>【協力団体等】</p> <p>(共催) ・石狩市</p>
2. 彭州市との青少年交流(受入)事業	<p>彭州市の子どもたちが姉妹都市石狩市を訪問し交流を深めます。</p> <p>事業を通して、彭州市の子どもたちに、異国の生活・文化を肌で体験してもらい、国際感覚を高める機会を提供します。</p> <p>■2020、2021年新型コロナウイルスにより延期となっていた受入事業を新型コロナウイルスの状況を見定めた中で、実施可能な場合は子どもたちの受け入れを予定。(時期未定)</p>	R4. 4 ～R5. 3	石狩市	<p>(共催) ・石狩市 (後援) ・石狩市教育委員会</p>
3. 彭州市との青少年交流(派遣)事業	<p>石狩市の子どもたちが姉妹都市彭州市を訪問し交流を深めます。</p> <p>事業を通して、石狩市の子どもたちに、異国の生活・文化を肌で体験してもらい、国際感覚を高める機会を提供します。</p> <p>■新型コロナウイルスの状況を見定めた中で派遣予定。(時期未定)</p>	R4. 4 ～R5. 3	中国・ 彭州市	<p>(共催) ・石狩市 (後援) ・石狩市教育委員会</p>

4.「ワールド・フェスティバル in 石狩」	<p>より多くの市民の方々に外国人との交流ができる場を提供し、国際交流や異文化への理解を深め、地域とのつながりや活性化を図ることを目的として実施いたします。</p> <p>ボランティアを主体とし、関係団体などと協働で開催します。</p> <p>■新型コロナウイルスの状況を見定めた中で実施予定。</p>	R4.10.9 Or 16	花川北 コミュニ ティ センター	<p>【協力団体等】 (共催) ・石狩市 (後援) ・公益財団法人札幌国際文化センター ・石狩日中友好協会 ・JICA北海道札幌(協賛) ・石狩青年会議所 ・石狩ライオンズクラブ ・国際ノボチミスト石狩 ・北海道カナダ協会</p> <p>・北海道労働金庫</p>
5. 少年少女親善訪問団(受入)事業	<p>キャンベルリバー市の子どもたちが親善大使として石狩市の交流事業に参加します。</p> <p>小さな親善大使たちが、異国の生活・文化を肌で体験し、国際感覚を高める機会を提供します。</p> <p>■新型コロナウイルスの状況を見定めた中で実施予定。</p>	R4.3. 下旬～	キャンベ ルリバー 市	<p>【協力団体等】 (共催) ・石狩市 (後援) ・石狩市教育委員会</p>

### Ⅲ 在住外国人の相談・支援に係る事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1. 相談案内事業	<p>ボランティア等関係各所と連携を取りながら、外国人観光客や貨物船乗組員などへ外国語(英語・中国語)の案内パンフレットや市内地図の提供、交通機関についての案内を随時行ないます。</p>	通 年	事務所、 市内各所	
2. 日本語学習支援事業	<p>文化庁の実施する地域日本語スタートアッププログラム事業に石狩市が参画し、この事業の支援を協会が行います。</p>	通 年	石狩市	<p>【協力団体等】 石狩市他</p>
3. 在住外国人に対する日本体験事業	<p>市内在住外国人向け交流プログラムの実施。</p> <p>石狩市内には4月1日現在で外国籍の方が466名在住。その中には日本語でのコミュニケーションの難しさや、日常生活における課題など多くの課題を抱えているものと思われます。</p> <p>まずは石狩の事を知っていただき、そして日本文化に触れていただく。プログラムを楽しむ過程の中で悩みや困りごとなどを気軽に相談できる環境を図ります。</p>	R4.4 ～R5.3	石狩市内	<p>【協力団体等】 (共催) ・石狩市</p>



	実施事業 (1) 石狩市のアウトドア体験事業 ①石狩本町散策事業 ②浜益サクラランポ祭り事業 ③厚田ウインターレク事業 (2) 日本文化体験事業 ①そば打ち体験事業 ②和楽器体験事業 (3) ハンドクラフト体験事業 ①がま口作り体験事業			
--	---	--	--	--

#### IV 国際貢献に係る事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1. ECO市民活動	事務局職員等がECO市民活動に参加いたします。	R4.6 ~R5.3	石狩市内	-
2. フェアトレード普及活動	今年度もフェアトレード商品を取扱うとともに、生産国の現況や事業目的等をパネル展示、パンフレット配布等により、フェアトレードへの理解と周知を図り、活動の促進を図ります。	-	-	【協力団体等】 -「みんたる」

#### V 国際感覚豊かな市民育成に係る事業

事業名	事業内容	日程	場所	参加者及び従事者の数
1. 国際交流プログラム	石狩市民に国際理解や異文化交流をより高め、深めていただくため、工夫をしながら各種プログラムを実施します。	-	市内各所	-
2. その他 (講師派遣等)	市内外の学校や関係団体からの相談・依頼、また必要に応じて講演会や講師の派遣等を行ないます。 ①市内学校 緑苑台小：中国文化紹介事業 緑苑台小：水餃子教室	通年	-	事務局員

VIその他

事業名	事業内容	日程	場所	備考
1.自動販売機設置	継続して石狩市民プール施設内にジュース等の自動販売機を設置し、手数料を雑入とします。	通年	石狩市民プール	自動販売機
2.物品販売	名刺作成 ロシア語会話集 その他(のみの市等物品販売)の料金を雑入とします。	通年	事務所	
3.その他	団体・個人に対しコピー機等の利用を図り雑入とします。	通年	事務所	コピー機等

## 令和4年度（一般事業会計）収支予算（案）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

## 収入の部

(単位：円)

科 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	前年度比較	摘 要
<会費収入>	1,075,000	1,075,000	0	個人会員@2,000、法人会員@20,000
1. 個人会費	260,000	260,000	0	個人会員130名
2. 法人会費	815,000	815,000	0	法人会員42団体(内1件10,000円/1件5,000円)
<石狩市補助金等収入>	13,983,369	15,049,417	△ 1,066,048	石狩市拠出金
1. CR高校生交換留学生事業	803,650	803,650	0	
2. 少年少女親善訪問(派遣)事業 (ヤク・ツバササダ-)	-	1,687,000	△ 1,687,000	
3. 少年少女親善訪問(受入)事業 (ヤク・ツバササダ-)	636,020	-	636,020	
4. 彭州市との青少年交流(受入)事業	628,420	628,420	0	
5. 彭州市との青少年交流(派遣)事業	1,208,000	1,208,000	0	
6. 在住外国人生活支援事業	887,000	887,000	0	日本語学習支援・ホーメス子へ支援事業 在住外国人に対する日本体験事業
7. 人件費	9,820,279	9,835,347	△ 15,068	給料、各種手当、福利費等
<道補助金等収入>	1,100,000	1,100,000	0	
1. 地域づくり総合交付金(彭州派遣事業)	1,100,000	1,100,000	0	
<事業収入>	1,283,510	1,468,510	△ 182,500	
1. 国際交流及び情報交換事業	30,000	30,000	0	
1. 通訳・翻訳事業	30,000	30,000	0	通訳、翻訳料
2. 国際交流の機会提供事業	866,000	816,000	50,000	
1. CR高校生交換留学生事業	16,000	16,000	0	留学生歓送迎会等参加料
2. 少年少女親善訪問(派遣)事業 (ヤク・ツバササダ-)	-	-	0	
3. 少年少女親善訪問(受入)事業 (ヤク・ツバササダ-)	50,000	-	50,000	歓迎会参加料
4. 彭州市との青少年交流(受入)事業	60,000	60,000	0	個人参加料30,000円×13人
5. 彭州市との青少年交流(派遣)事業	390,000	390,000	0	事業収入
6. プロボ・フェイスバール事業	350,000	350,000	0	
3. 在住外国人の相談・支援事業	-	62,500	△ 62,500	
1. 在住外国人に対する日本体験事業	-	62,500	△ 62,500	
4. 国際貢献に係る事業	120,000	120,000		
1. フェアトレード普及事業	120,000	120,000		フェアトレード商品(チョコレート)販売
5. 国際感覚豊かな市民育成事業	57,500	290,000	△ 232,500	
1. 国際交流プログラム事業等	57,500	290,000	△ 232,500	各種イベント・交流事業・講師派遣等
6. その他<雑収入>	210,010	150,010	60,000	
1. 受取利息	10	10	0	銀行口座利息
2. 過年度分会費収入	10,000	10,000	0	過年度分会費収入
3. その他雑収入	200,000	140,000	60,000	自動販売機・コピー代他
<寄附金収入>	-	-	0	
収入合計	17,441,879	18,692,927	△ 1,251,048	

令和4年度（一般事業会計）収支予算（案）  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

支出の部

（単位：円）

科	目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	前年度比較	摘 要
＜事業費＞					
1. 国際交流及び情報交換事業	1. 機関誌『はーとふる』発行事業	110,000	110,000	△ 985,980	印刷製本費、郵送料等
	2. 通訳・翻訳事業	10,000	10,000	0	一般通訳・翻訳外注費、消耗品等
2. 国際交流の機会提供事業	1. QR高校生交換留学生事業	819,650	819,650	△ 1,000,980	経費実費分（学校諸経費、送迎費、消耗品費等）
	2. 年少少女親善訪問（派遣）事業 （ヤク・ツバサガ）	-	1,687,000	△ 1,687,000	経費実費分
	3. 年少少女親善訪問（受入）事業 （ヤク・ツバサガ）	686,020	-	686,020	経費実費分
	4. 彭州市との青少年交流（派遣）事業	2,698,000	2,698,000	0	経費実費分
	5. 彭州市との青少年交流（受入）事業	688,420	688,420	0	イベント費、宣伝広告費、消耗品費、謝礼等
	6. プルト・フェイスバ事業	350,000	350,000	0	
3. 在住外国人の相談・支援事業	1. 相談・案内事業	924,500	949,500	△ 25,000	
	2. ホームステイ支援事業	125,000	125,000		日本語学習支援
	3. 在住外国人生活支援事業	232,000	232,000		ホームステイ支援事業助成 在住外国人に対する日本文化体験事業
4. 国際貢献に係る事業	1. 国際貢献に係る事業	100,000	85,000	15,000	
	1. フェリット普及活動	100,000	85,000	15,000	フェリット・フォルム購入
5. 国際感覚豊かな市民育成に係る事業	1. 国際交流プログラム事業	10,000	10,000	0	
	1. 国際交流プログラム事業	10,000	10,000	0	公民館まつり等イベント・交流事業
6. その他の事業	自動販売機設置・物品販売事業等	110,000	30,000		
	電気料・設置手数料等	110,000	30,000		
＜管理費＞					
1. 人件費	1. 給与	10,935,279	11,245,347	△ 230,068	
	2. 手当	9,820,279	9,835,347	△ 15,068	職員給与
	3. 法定福利費	6,720,000	6,720,000	0	通勤、期末、時間外、特殊技能手当等
	4. 福利費	1,612,800	1,612,800	0	社会保険、労働保険等
2. 事務費	1. 旅費交通費	1,345,972	1,361,040	△ 15,068	中退共掛金、健康診断料等
	2. 消耗品費	141,507	141,507	0	
	3. 印刷製本費	1,115,000	1,410,000	△ 215,000	
	4. 燃料費	35,000	120,000	△ 85,000	一般旅費
＜予備費＞	1. 旅費交通費	120,000	200,000	△ 80,000	事務用品、コピー機材料金
	2. 消耗品費	70,000	100,000	△ 30,000	封筒印刷
	3. 印刷製本費	10,000	10,000	0	ガソリン代
	4. 燃料費	50,000	75,000	△ 25,000	パソコン等修繕費
	5. 修繕費	290,000	290,000	0	電話、プリンターの料金、切手、払込手数料等
	6. 通信費・支払手数料	170,000	180,000	△ 10,000	コピー機、電話機、車借上
	7. 賃借料	210,000	185,000	25,000	事務所家賃
	8. 使用料	50,000	40,000	10,000	協定会費、NPO法人的に負担金、社会保険組合負担金、HIECC会費等
	9. 負担金	20,000	20,000	0	総会等
	10. 会議費	30,000	50,000	△ 20,000	職員研修費
	11. 研修費	10,000	10,000	0	慶弔・交際費
	12. 慶弔・交際費	-	80,000	△ 80,000	
	13. 雑費	10,010	20,010	△ 10,000	
	14. 租税公課	17,441,879	18,692,927	△ 1,251,048	
当期支出合計					
当期収支差額		0	0	-	
前期繰越残高		3,503,293	2,780,882	722,411	
国際交流基金		3,000,000	0	-	
次期繰越残高		503,293	2,780,882		

## 議案第5号

### 任期満了に伴う役員を選任について

#### 定款

##### 第3章 役員

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置き、役員は総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事 15名以内
- 3 監事 2名以内

#### ■ 選任

- (1) 理事 15名以内 別紙 役員候補一覧
- (2) 監事 2名以内 別紙 役員候補一覧

**役員候補一覧** (任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

役職	氏名	任期	摘要
理事	浅野良子	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	池田篤司	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	板谷英郁	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	伊藤浩樹	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	片平一義	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	佐々木大介	令和4年6月1日～令和6年5月31日	新任
理事	佐藤聡美	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	佐藤俊浩	令和4年6月1日～令和6年5月31日	新任
理事	佐藤眞彰	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	高井史朗	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	竹内健太	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	吹越洋介	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	藤田隆	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
理事	南誠	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任

監事	加納洋明	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任
監事	北原益二郎	令和4年6月1日～令和6年5月31日	再任

# 定 款

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法人は、会員の連携により、地域に根ざした国際交流を推進し、市民レベルの相互理解と友好親善を通じて地域の活性化及び、国際化に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人『石狩国際交流協会』と称する。

### (事業)

第3条 この法人は、『特定非営利活動促進法』（平成10年法律第7号。以下『法』という。）の別表第3号（まちづくりの推進を図る活動）及び11号（国際協力の活動）に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国際交流の情報交換及び交流に係る事業
- (2) 国際交流の機会の提供に係る事業
- (3) 在道外国人の相談・支援に係る事業
- (4) 国際貢献に係る事業
- (5) 国際感覚豊かな市民育成に係る事業
- (6) 国際交流の調査研究に係る事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### (その他の事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するために、その他の事業として、役務の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

### (事務所)

第5条 この法人の事務所は北海道石狩市に置く。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した、個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する、個人、法人及び任意の団体

### (入会及び会費)

第7条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

- 2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。



3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置き、役員は総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事 15名以内

3 監事 2名以内

4 理事のうち1名を会長に、若干名を副会長に、1名を専務理事とし、選任の方法は理事の互選による。

(役員職務)

第11条 会長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 副会長は会長を補佐し、業務を執行する。

3 専務理事は会務を処理する。

4 理事は、業務を執行する。

5 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(役員報酬)

第14条 役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

### 第4章 総会

(構成及び権能)

第15条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき

(招集)

第17条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに、通知しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第20条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第18条及び第19条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する事とし、その記載事項その他の必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 理事会

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第23条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、会長がこれに当たる。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

第25条 第18条から第21条までの規定は、理事会について準用する。この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第26条 この法人の資産は、会費、寄付金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算)

第27条 この法人の事業活動計画及び収支予算は、毎事業年度、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 この法人の事業活動報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第29条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## 第7章 解散及び定款の変更

(解散)

第30条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の議決を得、変更することができる。

## 第8章 雑則

(公告)

第32条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(雑則)

第33条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2002年5月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2002年3月31日までとする。

5 この定款は、2005年9月28日から施行する。

6 この定款は、2012年5月25日から施行する。

7 この定款は、2018年5月24日から施行する。